○東北地方整備局告示第百六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年五月二十九日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類　二級河川相川沢川水系相川沢川改修工事（左岸：宮城県石巻市北上町十三浜字相川地先河川敷地から同市北上町十三浜字相川地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県石巻市北上町十三浜字相川地内
宮城県石巻市北上町十三浜字相川地先河川敷地

２　使用の部分　宮城県石巻市北上町十三浜字相川地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮城県石巻市北上町十三浜字相川地先河川敷地から同市北上町十三浜字相川地内までの二級河川相川沢川水系相川沢川（以下「相川沢川」という。）左岸の延長628ｍの区間及び同市北上町十三浜字相川地内の相川沢川右岸の延長350ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川相川沢川水系相川沢川改修工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「二級河川相川沢川水系相川沢川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第４項に掲げる市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件区間は、河川法第５条第１項の規定に基づき宮城県知事が指定した二級河川であり、二級河川の管理は、同法第10条第１項の規定により都道府県知事が行うものとされていることなどから、起業者である宮城県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

相川沢川は、宮城県石巻市北上町十三浜地内の丘陵地を源とし、追波湾に流下する、幹川流路延長約3.8㎞、流域面積約8.6㎢の二級河川である。

相川沢川は、その流域に集落、公共施設等を擁し、治水上重要な河川であるが、その流域は過去の洪水により、たびたび浸水被害が発生しており、昭和41年９月及び昭和61年８月と洪水に見舞われている。さらに、相川沢川の河口部を含む石巻市においては、平成23年３月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、多くの生命や財産が奪われるなど壊滅的な被害を受けている。

相川沢川の治水対策は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波を契機として平成27年９月に策定された、二級河川雄勝・牡鹿・女川圏域河川整備基本方針及び平成28年９月に策定された、二級河川雄勝・牡鹿・女川圏域河川整備計画に基づき、接続する海岸堤防と同じＴ．Ｐ．（東京湾平均海面）＋6.5ｍを確保することなどを目標として、河川改修が実施されているところである。

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波による破堤等のために、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、新たに設けられた防護水準の堤防が整備されることなどから、洪水、津波及び高潮による被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、任意で工事実施に伴う騒音等による影響を調査しており、その結果によると、いずれの項目においても法令で定められている規制基準を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているニホンウナギ及びカジカ小卵型、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているシロウオが、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているキクタニギクが確認されている。これらについは、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、キクタニギクについては、周辺に同様の生育環境が広く残されることから影響は小さいとされ、その他の種については、保全措置として濁水対策を行うことにより生育環境への影響は回避・低減されると予測されている。

なお、施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、宮城県教育委員会と協議の結果、発掘調査の必要はないことが既に確認されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が破堤等したことから、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、堤防を整備する案（以下「申請案」という。）並びに水門及び堤防を整備する案の２案による検討が行われている。申請案と他案とを比較すると、申請案は、取得面積が多いものの河川環境へ与える影響が小さいこと、大規模な仮締切工事を伴わないことから施工性に優れること、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が破堤等したことから、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するため、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県石巻市役所